

地方独立行政法人加古川市民病院機構臨床実習生受け入れに関する要綱

平成 28 年 11 月 1 日
要 綱 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）において、委託による実習生の受け入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「臨床実習生」とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師及びその他の医療技術者等の養成を目的とする学校若しくは養成所等（以下「養成機関等」という。）の長、又は他病院より、より高い医療技術者の育成を目的とする病院の長から、病院における実習を委託された当該養成機関等の学生、生徒及び病院職員等をいう。

(申請及び許可等)

第 3 条 臨床実習生の実習を病院に委託しようとする養成機関等の長は、実習開始の 1 ヶ月前までに臨床実習生受入申請書（様式第 1 号）その他必要書類を院長に提出しなければならない。

2 院長は、前項の規定による申請があったときは、実習を許可しようとするときは、臨床実習生受入許可通知書（様式第 2 号）により、また、実習を許可しない時は、臨床実習受入不許可通知書（様式第 3 号）により、養成機関等の長に通知するものとする。

(実習期間)

第 4 条 臨床実習生の実習期間は、1 年以内とする。ただし、受入れの日の属する年度を越えないものとする。

(受託実習料)

第 5 条 受託実習料は、実習生 1 人につき別表に定める額に消費税率を乗じた額とする。

2 養成機関等において受託実習料の額に定めがある場合は、その額とする。ただし、別表の額を下回らないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情により別表に掲げる受託実習料によることができない場合は、あらかじめ院長の承認を得た場合に限り、特段の取扱いをすることができる。

4 養成機関等の長は、第 3 条第 2 項の規定により受入を許可されたときは、受託実習料の全額を所定の期日までに前納しなければならない。

5 前項の受託実習料が所定の期日までに納入されないときは、院長は、臨床実習生の受入許可を取消すことができる。

6 既納の受託実習料は、返還しない。ただし、法人の事情により実習を停止又は許可を取り消すこととなった場合、その他特別に院長が認める場合はこの限りではない。

(臨床実習生の遵守義務)

第 6 条 臨床実習生は、法人の関係諸規程を遵守し、院長の指示に基づいて実習しなければならない。

2 臨床実習生は、実習期間中に知り得た法人及び患者等の秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。

(養成機関等の遵守義務)

- 第7条 当該実習にあたり実習開始日の1ヵ月前までに院内感染症対策としてワクチン接種及び感染症(抗体保有)検査報告書(様式第5号)及びワクチン接種の事実を証明できる書類等の提出をし、院内感染症対策を徹底しなければならない。
- 2 前項に定める院内感染症対策を実施するにあたり、実習生の特別な事情によりワクチン接種が出来ない場合、ワクチン接種不适当理由書(様式第6号)にてその事実を証明し、提出しなければならない。
 - 3 当該実習にあたり、使用及び貸与された物品等の破損、紛失など当院へ損害を与えた場合、これを速やかに書面にて報告しなければならない。
 - 4 前項の損害については、養成機関等は当院と協議の上、賠償を行わなければならないものとする。

(実習の停止及び許可の取り消し)

- 第8条 院長は、臨床実習生が第7条の規定に違反したとき、臨床実習生としてふさわしくない行為があったとき、又は疾病その他の事故により実習の継続が困難であると認めるときは、当該実習の停止を命じ、その者に係る第3条第3項の許可を取り消すことができるものとする。
- 2 院長は、前項の規定により実習を停止させ、又は許可を取り消したときは、臨床実習停止(許可取消)通知書(様式第4号)により、養成機関等の長に通知するものとする。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

臨床実習生の区分及び受託実習料

区 分	実習料	備 考
医師・歯科医師	2,000 円／日	
薬剤師	380,000 円／11 週間	※11 週間（概ね 55 日）
	30,000 円／月	病院実習期間（11 週間）終了後の追加実習についてのみ適用
看護師	2,000 円／日	
保健師		
助産師		
診療放射線技師		
臨床検査技師		
細胞検査技師		
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
視能訓練士		
管理栄養士・栄養士		
歯科技工士		
歯科衛生士		
臨床工学技士		
救急救命士		
臨床心理士		
社会福祉士		
精神保健福祉士		
病院事務		
その他		